

BTMU CHINA WEEKLY

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

MAY 31ST 2017

■ WEEKLY DIGEST

【貿易・投資】

- 「外商投資産業指導目録」2017年改訂版 近く公表
- 4月の直接投資 対内は前年同月比▲9.8% 対外は同▲70.8%

【産 業】

- 「商標・ブランド戦略」推進方針発表 5月10日を「中国ブランドデー」に

■ RMB REVIEW

- 約3ヶ月ぶり高値圏で推移

■ EXPERT VIEW

- 民事公益訴訟（その1）～環境民事公益訴訟～

本邦におけるご照会先:

三菱東京UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695（代表） 大阪:06-6206-8434（代表） 名古屋:052-211-0544（代表）

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

WEEKLY DIGEST

【貿易・投資】

◆「外商投資産業指導目録」2017年改訂版 近く公表

5月23日に開催された共産党習近平総書記主宰の「改革の全面深化」についての中央会議で、外資の投資規制分野を掲載した「外商投資産業指導目録」(「目録」)の2017年改訂版が可決した。

商務部は5月25日の定例記者会見で、近々「目録」2017年改訂版を公布するとし、「目録」には自動車用電子設備・新エネルギー車電池・オートバイ製造における外資出資比率の規制緩和等が盛り込まれていることを明らかにした。

なお、「目録」は2016年12月に改訂版の草稿が公開され、一般からの意見募集が行われていた。

※改訂版の変更点(2016年12月の意見募集稿時点)については、「BTMU CHINA WEEKLY」2016年12月14日号をご参照。<http://www.bk.mufig.jp/report/inschiweek/416121401.pdf>

◆4月の直接投資 対内は前年同月比▲9.8% 対外は同▲70.8%

商務部は5月25日、27日に4月の対内・対外直接投資の統計データを発表した。

<対内直接投資>

4月の対内直接投資(除く金融業)について、新規設立の外資企業数は前年同月比+42.7%の3,343社、対内直接投資額(実行ベース)は同▲9.8%の89.2億米ドルと、伸び率は2ヶ月ぶりのマイナスに転じた。但し、投資額は前年割れとなったものの、新規設立企業数は前年を大きく上回り、1件当たりの投資額が小さくなっていることが窺えた。

1-4月の累計では、新規設立の外資企業数は前年同期比+17.2%の9,726社、対内直接投資額は同▲5.7%の427.3億米ドルと、1-3月(同▲4.5%)に比べ減少幅は更に拡大した。

国・地域別では、日本からの直接投資が前年同期比▲7.3%(*)の12.6億米ドルと、1-3月(同▲6.9%)より減少幅が拡大、ASEANからは同▲30.2%の17.1億米ドルと1-3月(同▲34.6%)に続き大きく減少。一方、EUからは同+2.1%の35.7億米ドルと前年同期を僅かに上回った。(※)商務部発表の対内直接投資額に基き当行が計算。

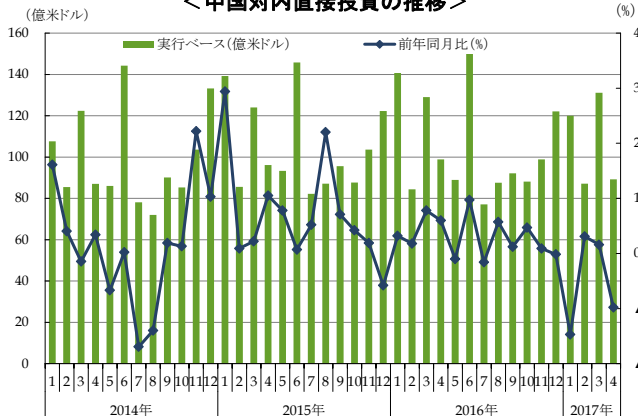
業種別では、製造業への投資が前年同期比▲18.7%の106.4億米ドル、サービス業は同▲0.4%の317.7億米ドルとともに減少し、製造業の減少幅はサービス業より大きかった。

<対外直接投資>

4月の対外直接投資(除く金融業)は、前年同月比▲70.8%の58.3億米ドル、1-4月の累計では、前年同期比▲56.1%の263.7億米ドルと、1-3月(同▲48.8%)より減少幅は更に拡大した。

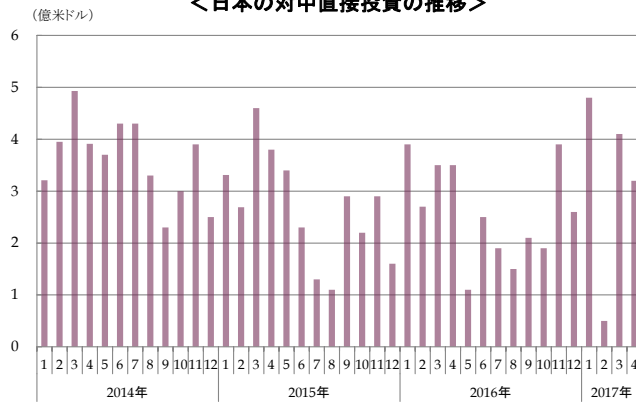
なお、対外工事請負については、4月の新規契約額は前年同月比+48.1%の188.5億米ドル、1-4月の累計では前年同期比+4.9%の618.1億米ドルと、足元で勢いが増している。

<中国対内直接投資の推移>



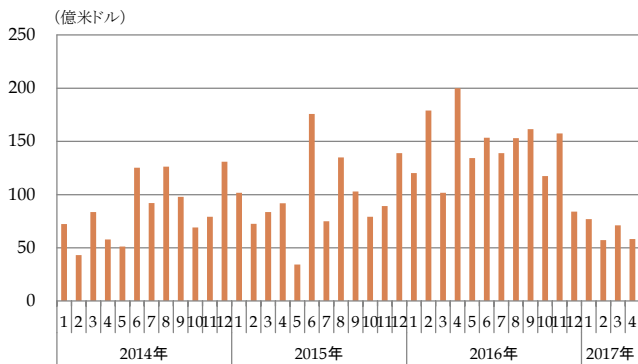
(出所) 商務部の公表データを基に作成

<日本の対中直接投資の推移>



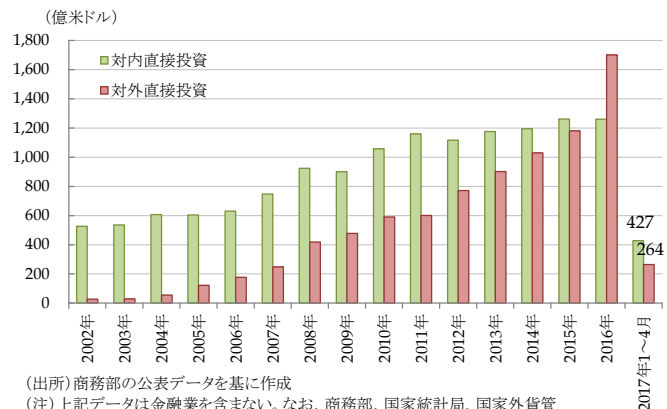
(出所) 商務部の公表データを基に作成

＜中国対外直接投資の推移＞



(出所) 商務部の公表データを基に作成

＜中国の対内・対外直接投資の推移＞



(出所) 商務部の公表データを基に作成

(注) 上記データは金融業を含まない。なお、商務部、国家統計局、国家外貨管理当局が合同で発表した「2015年度対外直接投資統計公報」(金融業を含む)によると、2015年は対外直接投資が対内直接投資を上回った。

【産業】

◆「商標・ブランド戦略」推進方針発表 5月10日を「中国ブランドデー」に

国家工商行政管理総局は5月17日、「商標・ブランド戦略の徹底した実施により中国ブランド構築を推進することに関する意見」(工商標字[2017]81号)を発表した。商標登録の利便化改革を通じて、商標・ブランドの運用と法律に基づく保護に重点を置き、中国ブランドの競争力向上を目指すもので、商標登録の利便化、商標監督管理のルール化、中国の商標・ブランドの国際化促進等 21 項目の戦略的措置に取り組む方針を示した。

商標登録管理については、地方の商標出願受理窓口の増設、商標のオンライン出願推進、電子登録証の使用普及等に注力し、著名商標や老舗の登録商標の保護強化や著名ブランドの合法権益の保護拡大等にも取り組むとした。

ブランド育成については、商標・ブランドのデザイン、価値評価等におけるサポート、企業の商標・ブランド戦略に対する指導を強化し、農業・製造業・サービス業等のブランド構築推進や各地域の特色を備えたブランド育成等、産業・地域別のブランド構築強化の方針を盛り込んだ。さらに、商標に関わる国際ルール制定への積極的な参加、マドリッド制度^(※)に基づく商標国際登録を通じた商標の海外進出ルートの開拓等、中国ブランドの海外における発展戦略も挙げている。

同局は 2016 年のマドリッド制度に基づく中国の商標国際登録出願数が初めて 3,000 件を超えて 3,200 件に達し、マドリッド制度加盟国の出願数ランキング(EU を除く)で初めて第 4 位になったと指摘。同制度を通じての中国ブランドの海外進出増加が続いていることを強調した。

なお、国務院は今年から毎年 5 月 10 日を「中国ブランドデー」とすることを承認し、自国ブランドの育成や認知度向上、影響力の拡大に役立てていくとしている。

(※) マドリッド制度は、外国における商標保護の確立支援のための出願システムであるとともに、一括更新を通じて国際的な商標管理を支援する制度。当該制度に基づき国際登録出願を行うことで、加盟国 98 カ国に対して単一手続、単一言語及び単一通貨により、一括で商標の保護を求めることが可能になる。

RMB REVIEW

◆約3ヶ月ぶり高値圏で推移

今週(5/22～)のオンショア人民元(CNY)相場は、週初に 6.88 台半ばで寄り付いた後、同水準での横ばい推移が継続した。24 日に大手格付け会社ムーディーズ・インベスターズ・サービスが中国の長期国債格付けを 28 年ぶりに格下げした^(※)ことが嫌気され、人民元は安値 6.8949 まで下落した。しかし、同水準では下値も堅く、25 日の為替介入観測に伴い約 2 ヶ月ぶりの 6.86 台半ばまで上昇した。翌 26 日には約 3 ヶ月ぶり高値 6.8493 まで上げ幅を拡大し、高値圏 6.85 台後半で越週しそうだ。

尚、25 日に中国商務省は米中の経済・貿易関係に関する報告書を公表し、米国産の原油や天然ガスなどのエネルギー、大豆や綿花などの農産品、航空機、集積回路、映画や教育などのサービス産業と幅広い分野での対米輸入を増やす方針を明らかにしている。

来週は 5 月 31 日に 5 月の製造業購買担当者景気指数(PMI)が発表される。4 月の同指標は 51.2 と、3 月に比べ低下していた。5 月の事前予想は 4 月よりさらに低い 51.0 となっており、予想通りとなれば昨年 10 月以来の低水準となることから、足元で高まっていた中国経済への楽観論はやや後退しそうだ。ムーディーズが中国の信用格付けを「Aa3」から「A1」へと引き下げた理由の一つとして挙げていた、潜在経済成長率の低下見通しとも整合的だろう。

また、当局の規制強化に伴い、デレバレッジが進むとの思惑から中国の株式市場など資産価格が下押しされると懸念される。中国経済や金融市場に対する悲観的な見方から、こうした動きが強まる恐れもあり警戒が必要だ。これを受けて人民元の先安感が意識されれば、中国からの資本流出圧力も強まりそうだ。今週は中国の為替介入観測に伴い、人民元は上昇しているものの、外貨準備減少に伴い中国当局による介入余力は低下しているとの見方は根強い。その為、足元の人民元の上昇は一時的と見ており、引き続き人民元安への警戒が必要だ。

(※)ムーディーズが格下げした理由として、①潜在経済成長率が今後 5 年間で 5%まで鈍化するとの見通し、②中国政府が景気下支えを目的とした公共投資の積み増しに伴う、債務比率(対 GDP 比)の上昇(2018 年に 40%、2020 年に 45%)、③地方政府の傘下企業の偶発債務の増加を挙げている。

(5 月 26 日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		前日比	
2017.05.22	6.8840	6.8840～ 6.8927	6.8924	0.0024	6.1908	0.0125	0.88500	-0.0006	7.7155	0.0307	2.8200	3221.15	-15.64
2017.05.23	6.8862	6.8862～ 6.8922	6.8897	-0.0027	6.1940	0.0032	0.88473	-0.0003	7.7545	0.0390	2.9500	3206.42	-14.73
2017.05.24	6.8935	6.8880～ 6.8949	6.8909	0.0012	6.1628	-0.0312	0.88454	-0.0002	7.7069	-0.0476	2.7400	3208.59	2.17
2017.05.25	6.8860	6.8655～ 6.8884	6.8678	-0.0231	6.1451	-0.0177	0.88175	-0.0028	7.7122	0.0053	2.6000	3254.78	46.19
2017.05.26	6.8605	6.8493～ 6.8653	6.8570	-0.0108	6.1842	0.0391	0.88036	-0.0014	7.6911	-0.0211	3.4400	3257.17	2.39

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

EXPERT VIEW

民事公益訴訟(その1)～環境民事公益訴訟～

<要旨>

- 中国では民事公益訴訟が法律上明文で認められている。
- 環境民事公益訴訟では、多額の損害賠償責任が認められる可能性がある。
- 環境民事公益訴訟を提起された場合の実務上の主な注意点としては、①相手方主体の確認、②相手方請求の確認、③情報提供義務の遵守が挙げられる。

1、はじめに

近年中国では、工場からの排水による水質汚染等の環境汚染問題や、国家基準に達しない製品の販売等による消費者権利の侵害問題が後を絶ちません。これらの問題が生じた場合、直接の被害者¹は、問題を生じさせた者に対して民事訴訟を提起できます。また、中国では、直接の被害者以外の一定の条件に該当する者も、問題を生じさせた者に対して法律責任を追及する訴訟を提起できます。当該訴訟が本稿で取り上げる民事公益訴訟です²。

民事公益訴訟は、直接の被害者が、時間、資力等の制限又はその他の理由から自ら訴訟を提起できない場合にも、問題を生じさせた者への法律責任の追及が可能となるなどの利点を有しています。他方で、企業からすれば、場合によっては責任がない問題についての民事公益訴訟まで対応しなければならなくなる可能性があり、訴訟リスクが高まるといえます。

民事公益訴訟は、大きく環境民事公益訴訟と消費民事公益訴訟に分かれます。本稿では、このうち環境民事公益訴訟についてご紹介致します。

2、環境民事公益訴訟の概要

環境保護法及びその関連法令で定められている環境民事公益訴訟の概要は以下のとおりです。

(1) 訴訟当事者

環境民事公益訴訟の原告は、環境保護法第 58 条に基づき、次の 2 つの条件を満たす社会組織でなければなりません。

① 法により、区を置く市クラス以上の人民政府の民政部門に登録していること

¹ 例えば、汚染水を摂取したことによって発病した者や国家基準に達しない製品の購入者などです。

² 法的根拠としては民事訴訟法(主席令第44号、1991年4月9日公布、同日施行、2012年8月31日最終改正公布、2013年1月1日最終改正施行)第55条、消費者權益保護法(主席令第11号、1993年10月31日公布、1994年1月1日施行、2013年10月25日最終改正公布、2014年3月15日最終改正施行)第47条、環境保護法(主席令第22号、1989年12月26日公布、同日施行、2014年4月24日改正、2015年1月1日施行)第58条が挙げられます。なお、民事公益訴訟は、民事訴訟法の2012年改正時に法律上明文で認められ、その後消費者權益保護法の2013年改正、環境保護法の2014年改正においてもその内容が盛り込まれました。

② 環境保護公益活動に連続して5年以上専従し、かつ違法記録がないこと

次に、環境民事公益訴訟の被告となるのは、環境保護法第58条及びその関連する司法解釈である「環境民事公益訴訟案件の審理における法律の適用にかかる諸問題についての最高人民法院の解釈」³(以下「法釈【2015】1号」といいます)第1条に基づき、以下の行為を行った者です。

① 社会公共の利益を損なった環境汚染、生態破壊行為② 社会公共の利益を損なう重大なリスクがある環境汚染、生態破壊行為

(2) 責任追及方法

法釈【2015】1号第18条では、環境民事公益訴訟において原告が被告に求めることができる民事責任として、①侵害の停止、②妨害の排除、③危険の除去、④原状の回復、⑤損害の賠償及び⑥謝罪の6種類を明示しています。

このうち、⑤損害の賠償は、損害額の認定という難しい問題が存在します。この点については、損害額の評価に関する「突発環境事件の応急処置段階における環境損害評価の推奨方法」⁴(以下「環弁【2014】118号」といいます)が参照に値します。「環弁【2014】118号」では、生態環境に与えた損害(生態損害)の評価方法の一つである仮想改善処理コスト法⁵などについて規定しています。

(3) 被告の情報提供義務

法釈【2015】1号第13条では、被告による情報提供義務を規定しています。具体的には、原告が被告に対して提供を求める環境情報⁶について法律、法規、規則の規定⁷で被告が所持しなければならない又は被告の所持を証明する証拠があるにも関わらず、被告が提供を拒む場合であって、仮に原告が主張する関連事実が被告にとって不利であるときは、人民法院は当該主張の成立を推定できると規定されています。

(4) その他

その他、①訴状の送達(人民法院は環境民事公益訴訟の立件後5日以内に訴状の副本を被告に送達する(法釈【2015】1号第10条第1項))、②裁判管轄(環境民事公益訴訟の第一審管轄は、原則として i 環境

³ 法釈【2015】1号、2014年12月8日公布、2015年1月7日施行。

⁴ 環弁【2014】118号、2014年12月31日公布、同日施行。

⁵ 仮想改善処理コスト法とは、仮想改善処理コスト(工業企業又は污水处理場が等量で環境に排出した汚染物の改善処理を行うために費やさなければならないコスト、すなわち汚染物排出量と組織の汚染物の仮想改善処理コストの積)を用いる損害の評価方法です。後述の裁判例において具体的な計算式が言及されています。

⁶ 環境情報としては、排出する主要汚染物の名称、排出方式、排出濃度及び総量、基準を超える排出の状況及び汚染防止施設の建設、運営状況が例示されています(法釈【2015】1号第13条)。

⁷ 規定の例としては、大気汚染防止改善法(主席令第57号令、1987年9月5日公布、1988年6月1日施行、2015年8月29日最終改正公布、2016年1月1日最終改正施行)第24条第1項における「企業事業単位及びその他の生産経営者は、国の関連規定及び監視測定規範に従い、その排出する工業廃ガス及び本法第78条で規定するリストに記載される有毒有害な大気汚染物質について監視測定を行い、かつ監視測定の原始記録を保存しなければならない」との規定などが挙げられます。

汚染、生態破壊行為の発生地、ii 損害の結果地、又はiii被告所在地の中級以上の人民法院とする(法釈【2015】1 号第 6 条第 1 項))、③合理的費用の負担(原告が被告に対して、検査、鑑定費用、合理的な弁護士費用及び訴訟のために支出したその他の合理的な費用の負担を求めた場合、人民法院は法に基づき支持できる(法釈【2015】1 号第 22 条))などが定められています。

3、環境民事公益訴訟に関する裁判例

次に、実際に環境民事公益訴訟が提起された裁判例をご紹介します。

(1) 問題行為及び訴訟提起

2000 年に設立された山東省徳州市所在の A 社(ガラス及びガラス二次加工製品を製造)は、製品の製造過程において、長期にわたり基準を超過して汚染物を排出しており、環境保護部から名指しで批判され、山東省環境保護行政主管部門から数度に亘り処罰を受けても、依然として基準を超過して汚染物を大気中に排出し続けていました。これを受け、中華環境保護連合会⁸は、2015 年、山東省徳州市の中級人民法院に民事公益訴訟(以下「本件訴訟」といいます)を提起しました。

(2) 裁判所による判断

裁判所は、本件訴訟の争点を以下の 2 つとした上で、それぞれについて判断を下しました。

ア 争点 1: 本件における原告、被告が主体として適格であるか否かについて

原告については、原告が、①民政部にて設立登記がなされた社会組織であること、②設立後 5 年以上が経過し、かつ環境保護公益活動に 5 年以上従事していること、③違法記録がないことを理由に、「原告は環境保護法 58 条の規定に合致しており、適格な主体である」と認定しました。

被告については、A 社が基準を超えて排出する二酸化硫黄、酸化窒素物、煙・粉塵は、大気を持つ価値、機能に影響を及ぼす恐れがあること、A 社は 2013 年 11 月から、何度も基準を超過して二酸化硫黄、酸化窒素物、煙・粉塵等の汚染物を大気中に排出しており、環境保護行政主管部門から何度も行政処罰を受けても依然として是正しなかったことを理由に、「A 社の行為は法律の定める『社会公共の利益を損なう重大なリスクがある行為』に該当し、A 社は適格な被告である」と認定しました。

イ 争点 2: A 社はどのような民事責任を負うべきか、損害賠償額の具体的な計算について

裁判所は、原告からの各請求について以下のとおり判断を下しました。

① 請求の趣旨 1: 基準を超過した汚染物排出の即時の停止及び大気汚染防止改善施設の増設

即時の停止については、被告が既に 2015 年 3 月 27 日に水を抜いて生産を停止し、元の工場生産エリアの使用を停止していることに基づき、「被告は既に侵害を停止している」としました。

⁸ 中華環境保護連合会は、国务院による批准、民政部による登録、環境保護部による主管を経た、環境保護事業に熱心な個人、企業、事業単位によって自発的に結成された非営利、全国的な社團組織です。

また、大気汚染防止改善施設の増設については、「6種類の法定の責任負担方式のいずれにも該当しない上、被告は既に水を抜いて生産を停止し、元の工場生産エリアの使用を停止し、他に新たな工場用地を選択しているため、裁判所は支持しない」としました。

② 請求の趣旨 2: 基準を超過した汚染物排出によってもたらされた損害⁹及び基準を超過した汚染物排出を是正しない行為によってもたらされた損害¹⁰の賠償

まず、裁判所は、前者の損害(生態損害)については、上記 2(2)でも言及した仮想改善処理コスト法を適用するとしました。具体的には次のとおりです。

- ・ 二酸化硫黄にかかる組織の改善処理コストは 0.56 万元/トン、基準超過排出量は 255 トン、仮想改善処理コストは 142.8 万元(0.56 万元/トン×255トン)
- ・ 酸化窒素物にかかる組織の改善処理コストは 0.68 万元/トン、基準超過排出量は 589 トン、仮想改善処理コストは 400.52 万元(0.68 万元/トン×589トン)
- ・ 煙・粉塵にかかる組織の改善処理コストは 0.33 万元/トン、基準超過排出量は 19 トン、仮想改善処理コストは 6.27 万元(0.33 万元/トン×19トン)

また、裁判所は、環弁【2014】118 号及び徳州市の関連規定に基づいた被告所在区域の特別性に鑑み、生態損害額は上記仮想改善処理コストの 3～5 倍になるとした上で、最終的に上記仮想改善処理コストの 4 倍を生態損害額としました(総額 2198.36 万元¹¹((142.8 万元+400.52 万元+6.27 万元)×4))。

もともと、裁判所は、後者の損害(不作為による損害)については、「原告の請求の法的根拠¹²は行政処罰に該当し、民事責任ではない上、環境民事公益訴訟にかかる司法解釈では懲罰的賠償が規定されていないため支持しない」としました。

③ 請求の趣旨 3: 省レベル以上のメディアにおける公開謝罪

裁判所は、「被告は基準を超過して汚染物を大気中に排出し、その行為は社会公共の精神的な環境権益を侵害しており、謝罪という民事責任を負うべきである」としました。

④ 請求の趣旨 4: 訴訟のために支出した費用の負担

裁判所は、法釈【2015】1 号第 22 条に基づき、合理的な費用については支持するとした上で、原告が主張した生態損害に関する評価費用 10 万元については支持しましたが、弁護士費用 40 万元については実際には支払っていないこと、訴訟のためのその他の支出費用 1 万元については関連する証拠がないことを理由に支持しませんでした。

⁹ 原告はその損害について、当初2040万元とし、訴訟期間中に2746万元に変更しました。

¹⁰ 原告はその損害について、780万元としました。

¹¹ 現在の為替レートを参考に1元≒16円とした場合、約3億5000万円です。

¹² 原告は、大気汚染防止法第99条及び環境保護法第59条をその法的根拠として挙げていました。

4、実務における注意点

まず、上記 3 の裁判例が示すように、環境民事公益訴訟を提起された場合、多額の損害賠償責任が、行政処罰等とは別途に認められる可能性があります。このため、生産型企業はこのことを十分に念頭においておく必要があります。

その上で、環境民事公益訴訟を提起された場合、また訴訟提起に至る前のクレームを受けた場合の実務上の主な注意点としては以下のものが考えられます。

- ・ **相手方主体の確認**

相手方が、環境民事公益訴訟の原告となるための環境保護法第 58 条に挙げられている条件を満たしているかを確認することが重要です。訴訟提起がされた場合には、例えば相手方に違法記録が存在することなどを被告側で主張、立証することで訴え却下の裁定を得られる可能性があります。また、訴訟提起に至る前のクレームを受けた場合には、相手方が合法的、合理的なクレームを行う組織であるかの判断要素として環境保護法第 58 条の条件を利用することが考えられます。

- ・ **相手方請求の確認**

法釈【2015】1 号第 18 条では、環境民事公益訴訟において原告が被告に求めることができる民事責任として 6 種類を明示しており、上記 3 の裁判例では、原告が求めた請求の趣旨のうち、この 6 種類に含まれないものは請求が棄却されています。このため、環境民事公益訴訟が提起された場合も、訴訟提起に至る前のクレームを受けた場合も、相手方の請求がこの 6 種類に含まれるかを確認することが重要です。

- ・ **情報提供義務の遵守**

上記 2(3) で言及したとおり、被告には条件を満たす環境情報の情報提供義務があり、これを遵守しない場合、原告の主張の成立が推定されてしまいます。このため、まずは自己が法律、法規、規則の規定で所持しなければならないとされている環境情報を所持しているかを確認し、それがあの場合には整理、保管した上で情報提供に備えることが重要です。

近時の中国政府及び一般市民の環境保護に対する意識の高まりに鑑みれば、今後益々多くの環境民事公益訴訟が提起されることが予想されます。企業においては、改めて自社の生産体制を見直すとともに、環境民事公益訴訟が提起された場合の対応を検討しておくことが急務であると考えます。

以上

黒田法律事務所
弁護士 鈴木龍司
中国弁護士 譚 婷婷

～アンケート実施中～

(回答時間:10 秒。回答期限:2017 年 6 月 30 日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZIJ6Qe>